

	点検項目	令和３年度取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年7月策定）及び高専機構通知の内容を全教職員間で共有することで共通理解を図り、意識啓発に努めた。	共通理解の定着と促進のため改めて周知する。	R5.1
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	校長を議長としいじめ対策委員会を開催し、担任等教職員間において状況の共有や対応について議論し、未然防止、早期発見、事案対処に努めた。	引き続き開催する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	新型コロナウイルス感染症蔓延のため実施できなかった。	実施予定である。	R5.3
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年7月策定）において職務内容を定め、学内共有サイトへの掲載等により、全教職員へ周知した。	改めて周知する。	R5.1
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年7月策定）において年間計画を定め、学内共有サイトへの掲載等により、全教職員へ周知した。	改めて周知する。	R5.1
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年7月策定）において学内対応フローを定め、学内共有サイトへの掲載等により、全教職員へ周知徹底を図った。	改めて周知する。	R5.1
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校いじめ防止等基本計画（令和2年7月策定）において「重大事態の定義」を定め、学内共有サイトへの掲載等により、全教職員へ周知した。また、学校いじめ対策委員会の役割も上記基本計画で定めている。	改めて周知する。	R5.1
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学内共有サイトにより共有している。		
9	令和3年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	マニュアル自体の検証はされていない。	今後は検証し次年度の実施計画に反映させる。	R5.3
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	本校いじめ防止等基本計画に基づき、3回実施している。		
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーが得た情報を、学生相談室を通じて関係教職員と共有し、連携を図っている。		
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	実施していない。	今後は研修を企画し、実施する予定である。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	アンケート調査項目に具体例を記載し、学生の理解を深める取組を実施している。		
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	実施していない。	今後は研修を企画し、実施する予定である。	R5.4
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページで「いじめ防止等基本計画（令和2年7月策定）」を公開し、周知を図った。	改めて周知する。	R5.4
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	改めて周知する。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	実施していない。	次回、外部有識者会議等で意見徴収等を実施する。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	弁護士との連携を図りつつ、必要に応じて警察とも情報共有する体制を整えている。	今後も事例に応じて必要であれば警察との連携を図る。	R5.4